Ⅰ 令和4年度就学援助制度の実施について

1. 就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他（内容を（2）に記入してください）		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他（内容を（4）に記入してください。）		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校または教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校または教育委員会に提出	キ. その他（内容を（6）に記入してください。）		ア. 目につきやすいタイトルや見出し文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他
62	62	54	51	20	13	13	52	57	2	4	15	15	2	0	56	2	2	2	3	39	12	8	0	3	7	7	22	0	50	27	18	17
東京都	千代田区	○	○					○							○					○									○			
東京都	中央区	○	○				○	○							○					○									○			○
東京都	港区	○	○				○	○							○					○							○		○		○	
東京都	新宿区	○	○			○		○							○									○			○		○			○
東京都	文京区	○	○	○			○	○							○						○				○	要保護にあたる児童・生徒に関してはケースワーカーを通じて提出を受け付けている。	○		○	○		
東京都	台東区	○	○				○	○			○	・就学時健康診断通知書送付時に案内を送付 ・(カ、キについて)毎年4月に全児童生徒に、学校を通じて申請書と共に配布			○										○	区立小中学通学者：全員が学校へ提出 区立外小中学通学者：希望者のみ教育委員会へ提出	○		○	○		○
東京都	墨田区	○	○				○	○		○					○						○								○	○		
東京都	江東区	○		○			○	○							○					○		○							○		○	
東京都	品川区	○	○	○			○	○							○					○									○	○	○	
東京都	目黒区	○	○				○	○		○							○	義務締切日（2月末日）まで随時申請を受け付けているが、夏休休業日の期間目後に申請があった場合は申請月分から援助。 転入者については、転入から1カ月以内に申請があった場合は、転入日分から援助。		○							○					
東京都	大田区	○	○				○	○			○	在籍校から転入出者へ就学援助制度の案内を配布			○					○		○							○		○	○
東京都	世田谷区	○	○				○	○			○	転入手続時に児童生徒がいる世帯に案内を配布しています。					○	基本的には7、ですが9月までの申請は年度当初分から援助としています。							○	小学校1年生及び中学校1年生は希望の有無にかかわらず全員提出。 それ以外(在校生)は希望者のみ提出としています。 提出先は学校もしくは教育委員会となります。	○		○		○	○
東京都	渋谷区	○					○	○							○							○							○	○		
東京都	中野区	○	○				○	○							○							○										○
東京都	杉並区	○	○	○			○	○			○	当区立学校以外の国公立小中学校に入学した小1・中1及び前年度申請のあった児童生徒がいる世帯へ申請書を郵送。			○					○		○							○			○
東京都	豊島区	○	○	○			○	○	○		○	ケースワーカーが児童生徒がいる生活保護世帯へ案内			○					○									○		○	
東京都	北区	○	○				○	○							○							○			○	区外の国公立校に就学している対象者は教育委員会に提出			○		○	
東京都	荒川区	○	○	○			○	○							○							○							○			○
東京都	板橋区	○	○	○	○	○	○	○							○										○	全員が学校へ就学援助の希望の有無を記載した希望調書を提出し、新規希望者のみ申請書を提出している。	○		○	○	○	
東京都	練馬区	○	○				○	○							○						○								○		○	
東京都	足立区	○	○	○			○	○							○					○									○			○
東京都	葛飾区	○	○				○	○							○					○									○			
東京都	江戸川区	○	○				○	○							○							○							○			
東京都	八王子市	○	○	○			○	○			○	・昨年度申請実績のある八王子市立学校以外（国・都・私立中や市外の公立校）の在籍者に対して書類を送付			○							○							○		○	

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
		<小学校> （1）実施・検討状況について						<小学校> （2）(1)のカの内容	<小学校> （3）(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> （4）(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> （5）(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）									<小学校> （6）(5)のコの内容	<小学校> （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	<小学校> （8）(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						<小学校> （9）(8)のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償としているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を(2)に記入してください。）		ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者宛へ案内を郵送	コ. その他（内容を(7)に記入してください。）			ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給は異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を(9)に記入してください。）	
62	62	54	0	7	0	1	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	1	1	20	32	0	40	39	22	15	2	2	4	0	14	12	12	0	2	0	2	1	2	3
東京都	千代田区	○							○											○		○	○							○									
東京都	中央区	○							○								○					○									○	次年度就学予定の児童がいる世帯に対し、案内と申請書を送付。							
東京都	港区	○							○										○			○								○									
東京都	新宿区	○							○											○			○	○															
東京都	文京区	○							○											○		○	○	○															
東京都	台東区	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の通知等を郵送する際に、案内を同封している。							
東京都	墨田区	○							○										○			○	○							○									
東京都	江東区	○							○											○		○		○															
東京都	品川区	○							○										○			○	○	○						○									
東京都	目黒区	○							○											○		○	○	○															
東京都	大田区	○							○											○		○	○							○									
東京都	世田谷区	○							○										○			○	○							○									
東京都	渋谷区	○							○											○			○									○	入学前支給のお知らせと申請書を小学校入学前の児童がいる家庭に直接送付							
東京都	中野区	○							○											○		○	○	○															
東京都	杉並区	○							○											○				○								○	就学時健康診断の案内とともにお知らせを配布							
東京都	豊島区	○							○											○		○	○	○						○									
東京都	北区	○							○											○				○															
東京都	荒川区	○							○										○				○	○															
東京都	板橋区	○							○											○		○	○		○														
東京都	練馬区	○							○											○		○	○		○														
東京都	足立区	○							○										○			○	○							○									
東京都	葛飾区	○							○										○			○	○							○									
東京都	江戸川区	○							○											○		○	○							○									
東京都	八王子市	○							○											○		○	○	○						○	○	域内の幼稚園や保育所にポスターを掲示							

| | | |

		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について								6. 就学援助単
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																						4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応								令和3年度
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P-1・A世帯の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に変動があり、生活保護の基準額が変わるとき自動的に事件が変わるもの（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの（例：生活保護の1.3倍の額（384万円）、1.5倍等（450万円））（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の算額算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はシメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.15倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）	(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																								ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない。（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
62	62	48	34	29	29	30	38	14	6	24	22	5	4	7	16	25	29	2	0	9	56	0	9	11	13	41	4	4	5	3	3	41	41	
東京都	千代田区	○															○				1.3					○						平成30	4	10%未満
東京都	中央区	○	○	○	○	○	○										○				1.2					○						平成30	4	10%未満
東京都	港区						○										○				1.2			18歳未満の子どもが3人以上いる場合、1.31倍		○						平成25	4	15%未満
東京都	新宿区	○	○													○					1.2					○						平成25	4	20%未満
東京都	文京区	○														○					1.67					○						平成29	4	10%未満
東京都	台東区	○														○					1.26			(4)ひ係数(倍率)について 生活扶助及び教育扶助：1.26倍、住宅扶助：1.0倍		○						平成24	4	25%未満
東京都	墨田区	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.2			ひとり親世帯の場合は1.5倍		○						平成24	4	25%未満
東京都	江東区	○															○				1.18			主な倍率は以下のとおりです。 普通世帯（父母あり）1.18倍、ひとり親1.45倍		○						平成24	3	20%未満
東京都	品川区																○				1.25					○						平成24	4	20%未満
東京都	目黒区	○			○		○										○			○	1.2		・災害等を受け学用品等の購入に不自由している（申請日から遡って半年以降の災害が対象） ・婚姻の解消、失業、疾病等の事由により収入が急激に減少した者			○						平成25	4	10%未満
東京都	大田区	○															○				1.4				○		○			○（公表値算定の際はア）	認定者数が同程度になるよう生活保護基準額に掛ける係数を1.2倍から1.4倍に見直した			20%未満
東京都	世田谷区	○															○				1.4			生活保護の基準額に1.4倍の係数を掛けたものを就学援助費の全員での認定基準とし、2.00倍の係数を掛けたものを給食費のみの認定基準としています。		○						平成30	4	30%未満
東京都	渋谷区															○					1.2			生活保護基準のうち住宅扶助については1.0倍。		○						平成24	4	20%未満
東京都	中野区	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○					1.3			前年の所得金額を確認する資料がない場合は、上記(3)ア.ソ以外の項目が認定基準となる。	○				○					20%未満
東京都	杉並区	○															○				1.2			生活保護基準の金額は、第73次改訂時の金額を基準としている。		○						平成29	4	15%未満
東京都	豊島区	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2					○						平成24	12	20%未満
東京都	北区						○										○				1.2					○						平成24	4	20%未満
東京都	荒川区	○															○				1.2			第68次生保基準の1.2倍の同等額としている。		○						平成24	4	25%未満
東京都	板橋区															○					1.26					○						平成25	7	30%未満
東京都	練馬区	○			○	○	○								○	○					1.2				○				○					15%未満
東京都	足立区	○					○										○				1.1					○						平成24	4	30%未満
東京都	葛飾区	○					○									○				○	1.2		前年・現年から申請時に至り、主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給。	準要保護（一般）は1.2倍、準要保護（費目認定）は1.3倍		○						平成29	4	25%未満
東京都	江戸川区	○															○				1.25				○				○					20%未満
東京都	八王子市	○	○	○	○	○	○										○				1.25					○						平成30	4	15%未満

| 都道府県 | 市町村名 | 7. 令和4年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

Ⅰ 令和4年度就学援助制度の実施について

1. 就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒が居住している世帯へ案内を送付	コ. その他（内容を（2）に記入してください）		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他（内容を（4）に記入してください。）		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育	キ. その他（内容を（6）に記入してください。）		ア. 目につきやすいウェブトルや常置なス面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる利用所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他
東京都	立川市	○	○	○		○		○							○						○						○		○	○	○	
東京都	武蔵野市	○	○	○		○	○	○							○					○									○	○	○	
東京都	三鷹市	○	○				○	○							○				○							○	区域外就学者のみ申請書を教育委員会へ提出	○		○	○	○	
東京都	青梅市	○	○				○	○							○						○							○		○	○	
東京都	府中市	○	○				○	○							○						○									○	○	
東京都	昭島市	○	○	○	○		○	○							○					○									○	○		○
東京都	調布市	○	○	○	○	○	○	○			○	・庁内の関係部署と連携し、制度案内等を児童・生徒の保護者に配布。学校安心・安全メールを配信			○					○					○	学校に提出があった場合も随かり教育委員会に送るように学校へ指示している。	○		○	○		
東京都	町田市	○	○	○		○	○	○		○	○	メール配信サービスで就学援助制度の周知を行っている			○						○							○		○	○	
東京都	小金井市	○	○		○	○	○	○							○					○												○
東京都	小平市	○	○	○	○	○	○	○							○				○									○				
東京都	日野市	○	○				○	○							○					○									○		○	
東京都	東村山市	○	○			○	○	○		○	○	ケ. について の補足:就学時健康診断の案内送付の際に、就学援助制度の書類を同封して送付。 庁舎内に案内を掲示。			○					○									○	○	○	
東京都	国分寺市	○	○	○		○	○	○			○	毎年４月に学校から申請書等を配布後、７月に改めて制度案内の書類を配布している。			○						○						○		○	○		
東京都	国立市	○	○				○	○			○	SNS			○					○							○		○			○
東京都	福生市	○		○			○	○							○									○					○	○	○	
東京都	狛江市	○	○		○		○	○							○					○									○	○		
東京都	東大和市	○	○		○		○	○							○					○									○	○		
東京都	清瀬市	○	○				○	○							○					○									○			
東京都	東久留米市	○	○		○		○	○							○					○									○	○		
東京都	武蔵村山市	○	○		○		○	○			○	○小学校入学のしおりに制度を記載 ○転入手続き時に、市民課で就学援助制度の案内を配布			○					○									○	○		

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> （1）実施・検討状況について ア. 入学前支給を行っ	イ. 入学前支給を行っ	ウ. 入学前支給を行っ	エ. そもそも新入学学用	オ. そもそも対象者がい	カ. その他（内容を（2）		<小学校> （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア. 令和3年度（令和	イ. 令和4年度（令和	ウ. 令和5年度（令和	エ. 未定	<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期） ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬	<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア. 教育委員会	イ. 自治体の広	ウ. 就学案内の	エ. 就学時健康	オ. 学校の入学	カ. 域内の幼稚	キ. 域内の小中	ク. 民生委員や又	ケ. 小学校入学	コ. その他（内容		<小学校> （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○） ア. 予算の確保が	イ. 規則改正など	ウ. 認定回数が増	エ. （入学前支給と	オ. その他（内容を	
東京都	立川市	○							○										○		○	○	○																
東京都	武蔵野市	○							○										○		○	○	○		○														
東京都	三鷹市	○							○										○		○	○		○															
東京都	青梅市	○							○										○		○	○											○	就学時健康診断の通知に案内と申請書を同封して郵送							
東京都	府中市	○							○										○		○	○				○													
東京都	昭島市	○							○										○		○	○	○																
東京都	調布市	○							○									○			○	○											○	就学時健康診断通知書とともに案内・申請書を配布							
東京都	町田市	○							○										○		○		○									○							
東京都	小金井市	○							○										○		○	○	○	○															
東京都	小平市	○							○									○			○	○		○															
東京都	日野市	○							○									○			○	○	○										○	就学時健診の案内送付に、入学前支給のお知らせと申請書を同封する。							
東京都	東村山市	○							○									○			○							○					○	就学時健康診断の案内送付の際に、就学援助制度の書類を同封して送付。 庁舎内に案内を掲示。							
東京都	国分寺市	○							○									○			○	○	○		○														
東京都	国立市	○							○									○			○	○		○															
東京都	福生市	○							○										○				○																
東京都	狛江市	○							○										○		○			○															
東京都	東大和市	○							○									○						○															
東京都	清瀬市	○							○								○				○	○											○	就学時健康診断の案内に同封して配布							
東京都	東久留米市	○							○									○			○	○		○															
東京都	武蔵村山市	○							○									○						○															

| | | |

		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助単
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					(4) (3)でソ. タ又はチに○をした場合, 生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	(5) (3)でツに○をした場合, 市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）				4. (3)でソ. タに○をした場合, 平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い, 見直し前と比べて, 生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応									
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費, 学級費等の学校納付金の減免が行な	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況の悪い者, 昼食, 給食等が悪い者または学用品, 通学用品等に不	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の就業が不安定で, 生活状態が悪いと認め	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に変動があるもの（生活保護の基準額が変わると自動的に変更があるもの）（例:生活保護	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例:生活保護	チ. 特別支援教育就学奨励費の算額算定に用いる保護基準額, 又は同基準額に一定の係	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例:	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）	(6) (3)でテと回答した場合, その他の基準の内容	(7) 補足事項	ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能	イ. 生活保護基準見直しの影響が生	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生	エ. その他（(3)に内容を記載してください）	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合, いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
東京都	立川市						○									○						1												平成25	4	20%未満
東京都	武蔵野市	○					○										○					1.5			○			○		○（公表値算定の際はイ）	要綱に基準となる生活保護基準日を定めているため。			15%未満
東京都	三鷹市	○	○	○	○	○	○	○							○		○					1.15			○		○							10%未満
東京都	青梅市																○					1				○							平成24	4	15%未満
東京都	府中市	○	○	○		○	○	○		○					○		○					1.5				○							平成25	8	10%未満
東京都	昭島市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1.64				○							平成24	4	20%未満
東京都	調布市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1.1				○							平成25	4	10%未満
東京都	町田市																○					1.1				○							平成24	4	15%未満
東京都	小金井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.5			通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童, 生徒又は特別支援学級に在籍する児童, 生徒の世帯にあっては, 2.5倍		○						平成24	4	10%未満
東京都	小平市	○	○	○	○	○	○										○					1.1				○							平成25	4	15%未満
東京都	日野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.3				○							平成24	4	15%未満
東京都	東村山市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○					○	1.4		・失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者又は職業安定所登録日雇労働者 ・離婚, 主たる生計者の死亡, 倒産等により当該年中の収入が著しく減少すると見込まれる世帯に属する者 ・災害その他特別の事情により, 教育委員会が特に認める世帯に属する者		○				○			15%未満
東京都	国分寺市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.2				○							平成24	4	10%未満
東京都	国立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5				○							平成27	4	15%未満
東京都	福生市	○	○														○					1				○							平成29	4	25%未満
東京都	狛江市	○	○	○	○	○				○	○					○						1.4			○				○						10%未満
東京都	東大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○					1.45				○							平成29	4	15%未満
東京都	清瀬市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.1			○				○						20%未満
東京都	東久留米市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.4				○							平成25	4	15%未満
東京都	武蔵村山市																○					1.1				○							平成30	4	20%未満

| | | 7. 令和4年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

		Ⅰ 令和4年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（2）（1）のコの内容	（3） 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○）					（4） （3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒が いる世帯へ案内を送付	コ. その他（内容を（2）に記入してください）			ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他（内容を（4）に記入してください。）		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育	キ. その他（内容を（6）に記入してください。）		ア. 目にやさしいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や生徒数援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他
東京都	多摩市	○	○	○	○	○	○	○								○						○			○				○	○			○
東京都	稲城市	○	○		○		○	○								○					○							○		○	○		
東京都	羽村市	○	○		○	○	○	○									○		○	○	○									○		○	
東京都	あきる野市	○	○				○	○								○					○							○		○	○		○
東京都	西東京市	○	○	○			○	○								○					○							○		○	○		○
東京都	瑞穂町	○	○		○		○	○								○								○						○			
東京都	西多摩郡日の出町	○	○	○			○	○									○				○									○	○		
東京都	檜原村						○	○								○					○												
東京都	奥多摩町	○					○	○								○					○												
東京都	大島町		○				○	○								○					○							○					
東京都	利島村								○							○					○									○			
東京都	新島村	○	○													○					○												
東京都	神津島村	○				○		○								○					○							○		○			
東京都	三宅村										○		学校経由で全児童生徒保護者へ案内書面を送付。	○							○							○					
東京都	御蔵島村										○		村で必要は補助を行っているため、保護者への周知は積極的に行っていない			○					○												○
東京都	八丈町						○	○			○		就学時健康診断の際に、会場で他の書類と同封し配布している。			○					○										○		
東京都	青ヶ島村		○											○							○												○
東京都	小笠原村							○								○					○							○					

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに○）								<小学校> (3)（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											<小学校> （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	<小学校> （8）（1）で○と回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					
		ア．入学前支給を行っ	イ．入学前支給を行っ	ウ．入学前支給を行っ	エ．そもそも新入学学用	オ．そもそも対象者がい	カ．その他（内容を（2）			ア．令和3年度（令和	イ．令和4年度（令和	ウ．令和5年度（令和	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬	ア．教育委員会	イ．自治体の広	ウ．就学案内の	エ．就学時健康	オ．学校の入学	カ．域内の幼稚	キ．域内の小中	ク．民生委員や	ケ．小学校入学	コ．その他（内容			ア．予算の確保が	イ．規則改正など	ウ．認定回数が増	エ．（入学前支給と	オ．その他（内容を	
東京都	多摩市	○								○										○					○	○																	
東京都	稲城市	○								○											○		○	○		○																	
東京都	羽村市	○								○											○			○	○																		
東京都	あきる野市	○								○											○		○	○									○	就学時健康診断の案内に同封し、郵送で配付する。							
東京都	西東京市	○								○										○			○	○	○					○		○											
東京都	瑞穂町	○								○											○		○	○		○				○		○											
東京都	西多摩郡日の出町	○								○											○					○																	
東京都	檜原村			○																															○							
東京都	奥多摩町	○								○											○					○																	
東京都	大島町	○								○										○				○				○	○														
東京都	利島村			○																															○							
東京都	新島村			○																																	○					
東京都	神津島村			○																																			○	村内の状況を鑑み、制度に必要性を感じないため。	
東京都	三宅村			○																																			○	小規模自治体のため1学年で10人～20人の児童・生徒数であることから、各家庭の家族構成や経済状況をおおよそ把握可能であり、また、入学前支給の要望もないため。	
東京都	御蔵島村			○																																		○		必要な学用品を村負担で購入し、児童へ提供しているため	
東京都	八丈町	○								○										○												○	就学時健康診断の際に、会場で他の書類と同封し配布している。							
東京都	青ヶ島村					○																																				
東京都	小笠原村			○																																	○					

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1）実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全て に○）								3．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																																（1）当てはまるもの1つに○をしてください。							（2）（1）のキの内容
		ア．入学前支給を	イ．入学前支給を	ウ．入学前支給を	エ．そもそも新入学	オ．そもそも対象者	カ．その他（内容を		ア．令和3年度	イ．令和4年度	ウ．令和5年度	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入	ア．予算の確保	イ．規則改正など	ウ．認定回数が	エ．（入学前支	オ．その他（内容		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準に	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	
東京都	多摩市	○							○										○									○										
東京都	稲城市	○							○											○									○									
東京都	羽村市	○							○											○								○										
東京都	あきる野市	○							○											○										○								
東京都	西東京市	○							○										○									○										
東京都	瑞穂町	○							○											○										○								
東京都	西多摩郡日の出町	○							○											○																○		特になし
東京都	檜原村			○																		○						○										
東京都	奥多摩町	○							○											○										○								
東京都	大島町	○							○										○																○			
東京都	利島村			○																		○									○							
東京都	新島村			○																				○											○			
東京都	神津島村			○																						○	村内の状況を鑑み、制度に必要性を感じないため。									○	該当事例なし。
東京都	三宅村			○																						○	小規模自治体のため1学年で10人～20人の児童・生徒数であることから、各家庭の家族構成や経済状況をおおよそ把握可能であり、また、入学前支給の要望もないため。						○			
東京都	御蔵島村			○																					○		必要な学用品を村負担で購入、児童へ提供しているため			○						
東京都	八丈町	○							○										○																	○	整備されておらず、現在検討もしていない。
東京都	青ヶ島村					○																													○			
東京都	小笠原村			○																				○						○								

		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助単
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				(4) (3)でソ、タ又はテに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）			4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応								(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行な	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、給食等が悪い者または学用品、通学用品等に不	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の就業が不安定で、生活状態が悪いと認め	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に変わるもの）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの（例：生活保護	テ. 特別支援教育就学奨励費の算額算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：	ト. その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）	（6）（3）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能	イ. 生活保護基準見直しの影響が生	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生	エ. その他（(3)に内容を記載してください	(3) (2)でエとした場合のその内容			令和3年度
東京都	多摩市	○																○				1.4						○							平成24	4	15%未満
東京都	稲城市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.7						○							平成29	4	15%未満
東京都	羽村市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1						○							平成25	4	20%未満
東京都	あきる野市			○	○	○	○			○	○								○		○	1.5		①障害者、未成年者若しくは寡婦又はひとり親（寡夫・特別寡婦・未婚のひとり親も含む）であることにより、市町村民税が非課税の家庭 ②福祉事務所長、学校長又は民生委員の意見により教育委員会が特に認めるもの												15%未満
東京都	西東京市	○	○				○											○			○	1.5		・当該年度において、火災や水害等により財産に著しい損害を受けた				○							平成30	4	10%未満
東京都	瑞穂町															○						1.5				○			○								20%未満
東京都	西多摩郡日の出町	○	○		○	○	○			○	○					○					○	1.5		措置は受けていないが、特別な事情で援助を必要とする場合。				○							平成24	4	10%未満
東京都	檜原村	○	○															○				1.4						○							平成24	12	15%未満
東京都	奥多摩町	○	○	○											○		○					1.5				○			○								10%未満
東京都	大島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○					○			保護者及び生計を一にする全員の所得が一定の基準以下の者													15%未満
東京都	利島村		○					○							○																						5%未満
東京都	新島村	○	○	○	○	○	○			○	○					○	○				○	0.9		特別の事情により、現年度において生活の困窮をきたしている者		○			○		○（公表値算定の際は○）	該当者がいないため対応する予定はない			10%未満
東京都	神津島村	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○																					15%未満
東京都	三宅村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						10%未満
東京都	御蔵島村			○		○																															0%未満
東京都	八丈町															○						1				○				○							10%未満
東京都	青ヶ島村	○	○				○														○			要保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者													10%未満
東京都	小笠原村	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.4															10%未満

| | | |

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |